

議案第 3 号

小松能美都市計画土地区画整理事業の決定について
(小松市決定)

都市計画小松市沖周辺土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		小 松 市 沖 周 辺 土 地 区 画 整 理 事 業		
面 積		約 2 9 . 9 h a		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・43 号幸八幡線	
		幹線街路	3・4・45 号沖白江線	
		上記都市計画道路を骨格として、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員 6 ～ 1 2 m の区画道路を配置する。		
	公園及び緑地	公園は、施行区域面積の 3 % 以上を確保し、適正に配置する。		
	その他の公共施設	宅地の利用計画、街路計画に合わせて既存水路の整備統合及び調整池の整備を図る。		
宅地の整備		都市計画街路を中心として、土地利用計画に基づき区画街路を適正に配置する。都市計画街路沿線には大規模街区を 5 箇所設け、商業・業務施設の集積を図る。また、既存集落に隣接する地区を住宅地とし、街区規模は短辺を 40～45m、長辺を 100～130m として良好な環境の宅地を整備する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

小松市沖周辺土地区画整理事業は、都市計画道路等の公共施設を整備するとともに、周辺の地域と調和した利便性の高い良好な環境を有する住宅地及び商業地を整備するため、約 2 9 . 9 h a の区域を土地区画整理事業の施行区域として都市計画決定するものである。